

芳賀町保育の実施基準表

別表1 基準指数表			指数			
項目	保護者（父母）の状況		父	母		
就労	居宅外労働 （外勤による労働又は居宅外における自営業による労働をいう。）	月160時間以上の就労を常態	10	10		
		月140時間以上の就労を常態	9	9		
		月120時間以上の就労を常態	8	8		
		月100時間以上の就労を常態	7	7		
		月80時間以上の就労を常態	6	6		
		月64時間以上の就労を常態	5	5		
	居宅内労働 （在宅勤務による労働又は居宅内における自営業による労働をいう。）	月160時間以上の就労を常態	9	9		
		月140時間以上の就労を常態	8	8		
		月120時間以上の就労を常態	7	7		
		月100時間以上の就労を常態	6	6		
		月80時間以上の就労を常態	5	5		
		月64時間以上の就労を常態	4	4		
	就労内定者	月120時間以上で就労が内定している者		6	6	
		月64時間以上で就労が内定している者		3	3	
妊娠出産	出産又は出産予定日の前後8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する場合		—	7		
保護者の疾病・障害	疾病など	概ね1か月以上の入院		10	10	
		居宅内療養	常時病臥		10	10
			精神疾患	重度の症状	10	10
				上記以外の程度	8	8
		一般療養	安静を必要とする状態（常時病臥に至らない程度）		8	8
	障害	身体障害者手帳を有し1級、2級程度		10	10	
		療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有しA1・A2・B1、1・2級程度		10	10	
		療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有しB2程度、3級程度		8	8	
		身体障害者手帳を有し3級程度		6	6	
		身体障害者手帳を有し4級～6級程度		4	4	
同居親族の介護	施設等の付き添い		就労時間に準ずる	就労時間に準ずる		
	居宅介護	重度障害者等の全介護（要介護5、4）		10	10	
		常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を要する場合（全介護を除く）（要介護3）		8	8	
		上記以外の程度		4	4	
災害復旧への従事	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育をすることができない場合		10	10		
求職活動	求職活動のため日中外出することを常態としている場合（入所期間は3か月）		2	2		
就学等	就学・技能取得のため通学し、保育をすることができない場合		就労時間に準ずる	就労時間に準ずる		
虐待等	虐待やDVのおそれがあること		10	10		
その他	児童福祉の観点から、市町村が特に必要と認める場合（死亡、離別、行方不明、拘禁等）		10	10		
別表1 計						

別表2 調整指数表

	条件	指数
福祉的配慮	虐待やDVのおそれがある場合	6
	ひとり親世帯	6
	子どもが障害を有する場合	3
	保護者が重度の障害で、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合	2
	生活保護世帯	1
	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	1
養育環境の配慮	育児休業取得により一度退所し、育児休暇明けに、保育施設を入所希望	6
	小規模保育などの地域型保育事業の卒園者	3
	希望する保育施設に兄弟姉妹が入所している	3
	兄弟姉妹や多胎児など2人以上の同時申込みの場合	2
	転居による転園、転入による入所希望（転出先で施設型保育施設在園児に限る）	1
子育て支援・少子化対策の配慮	特定職種への配慮（町内保育施設等への従事者）	4
	産休・育休期間満了後に入所希望	3
	出産・育児するために離職して、一度退所したが、就労に伴い、出産後一年以内に同じ保育施設を希望	3
	第3子以降の児童の申込みの場合	1
	親族等の協力者なし	1
減点	保育料未納者（未納が6か月以上あり、かつ、納付の相談が無い又は納付約束を履行しない）	-10
別表2 計		
別表1 + 別表2 合計		

別表3 指数の合計が同点の場合の優先順位

①	希望先順位
②	特別な支援を要する児童・家庭・ひとり親家庭
③	一時保育や認可外保育施設を利用し、既に就労等を開始している
④	産後休暇・育児休業の復帰時期
⑤	就労日数及び就労時期
⑥	就労時間の融通性（時間拘束の度合い等）
⑦	兄弟姉妹が既に認可保育施設に在籍・同一の認可保育施設の新規申込み
⑧	児童の保育が支援できる親族等の有無
⑨	入所待機の期間

○計算方法と入所（利用）決定

- ・保護者それぞれについて基礎点数を求め、それを合算し、家庭毎の調整指数を加減算したものを、当該児童の点数とし、その点数の高い順に入所（利用）の決定を行います。（必要に応じ「優先順位」を使用します）
- ・入所（利用）申込みにおける点数の判定は、入所（利用）希望月を基準とします。
- ・点数が高い場合であっても、申請者数や施設の状況等により希望された認可保育施設を利用できないことがあります。
- ・就労の点数は、勤務証明書を基に判定します。